

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	山本地域 (放光寺、高棕、下野、柳坂、宮園、西泉、中泉、東泉、山本、庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 16日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山本地域は、米、果樹(柿、桃)及び植木が中心作物である。家族経営の耕作者が多く営農組織はない。現在、後継者が不足しており、農業継続対策が課題である。なお地域農業の耕作者は555名(平均年齢72歳)であり、高齢化も顕著でもある。近年は、他地域の農業者が農地を借りて耕作することも多くなっており、そのため、米の裏作に耕作する野菜(イチゴ、リーフレタス)の生産が増加傾向である。
山本地域では、一部基盤整備が行われており、そのエリアでは良好な耕作環境となっているが、その他のエリアでは、農地1つ1つが小さく、道路・水路も狭い。また、水はけも悪く、土壌も良くないため、効率的な農業を行うことが困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山本地域の農業は、以前から米及び果樹を中心とした耕作を行ってきたが、近年は野菜の栽培が増えてきている。地域の農業者は減少しており、他地域からの農業者が増えているが、その多くは、基盤整備されたエリアでの耕作を望んでいる。今後も継続した農業を行うには、効率の良い農業ができるよう、基盤整備等も必要ではないかと考えられる。
現状では、中小規模の農家が中心に生産を行っており、将来的に後継者が不足すると考えられる。そのため、農業法人等が個別の認定農業者等の担い手とあわせて地域の農業を担ってもらえれば、地域農業を維持していくことが可能と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	220.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等のある農地は、保全・管理を行う区域とする。ただし、果樹栽培においては、農地(果樹畑)と住宅地が隣接している箇所が多いため、個々の状況を勘案し長期的な整理が必要である。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業に応じた整備が必要な場合に検討をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の農業に応じた整備が必要な場合に検討をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。 また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
イノシシの被害が多発。防護柵や檻設置による捕獲を推進するため、補助活用しながら捕獲体制の強化に取り組む。

④畑地化・輸出等
農地維持の視点では、入作による畑地化の需要はあるため、基盤整備の検討は継続していく。

⑩その他(遊休農地対策)
高齢化による離農者増に伴い、果樹や面積の小さい農地の遊休化が予測されるため、対策を継続して検討する。